

## 第三次環境基本計画における重点分野「化学物質の環境リスクの低減」の 戦略的プログラムの策定に向けた検討メモ(案)

### 1. 現状と課題（論点例）

【 下記の記載に当たっては現行の計画に基づく対応状況も適宜記載】

#### （１）化学物質の問題の背景

化学物質の有用性と有害性  
環境リスクに関する不確実性  
多種多様で使用量にも多寡有り。異なるレベルの残留性、蓄積性、移動性。  
排出源特定が困難。意図されず生成する物質、自然由来の物質もあり。

#### （２）有害性、暴露、リスクに関する情報の不足

市場に流通する化学物質の有害性等の知見が不十分  
化学物質の生産、使用、廃棄、環境残留に関する情報の不足  
新たな評価手法・技術の必要性

#### （３）さまざまな対策手法

環境基準、指針値等の設定と規制・自主管理手法  
動植物やその生態系の保全に向けた新たな制度（化審法、農取法、水質環境  
基準等）の運用開始  
化管法（平成 19 年以降）、化審法（平成 21 年以降）の年次見直し

#### （４）「安全」と「安心」のギャップ

不安の要因の解明とそれへの対処の必要性  
的確で分かりやすいリスク情報の伝達と、関係各主体の相互理解の促進、信  
頼関係の醸成及び合意形成の取組の推進の必要性

#### （５）国際的動向への対応

中国等の東アジアにおける化学品の生産量の増加  
国際的な対策の枠組みの確立（POPs 条約、GHS 等）  
他国規制の影響（REACH や RoHS 等）

### 2.（2025 年頃における望ましい社会像を見据えた）戦略目標（論点例）

WSSD の 2020 年目標をどうとらえるか。

< 持続可能な開発と人の健康の保護のために、ライフサイクルを考慮に入れた化学物質と有害性廃棄物の健全な管理のためのアジェンダ 21 で促進されている約束を新たにする。環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則に記されている予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成することを目指す。

>

### 3 .( 2 0 2 5 年頃における望ましい社会像を見据えた ) 施策の基本的方向 ( 論点例 )

国民にわかりやすく簡潔にとりまとめる。論点の例として以下が考えられる。

科学的な環境リスクの評価

予防的取組方法に留意し、科学的知見に基づく環境リスクとベネフィットを考慮した被害の未然防止と環境リスクの最小化

リスクコミュニケーション、選択の機会の確保、相互理解、公平性の確保

我が国からの国際スタンダードの発信

### 4 . 重点的取組事項 ( 国、地方公共団体、事業者、国民、民間団体等の主体ごとに取り組むことが望まれる行動を明確化し、それを実現するために政府の講ずる施策を明らかにするよう努めることとする。 )( 論点例 )

#### ( 1 ) リスク関連情報の収集とリスク評価の推進

効果的にリスク評価を進めるための有害性及び用途、製造・使用量等の暴露情報の収集・共有 ( 既存化学物質への対応等 )

リスク評価手法の高度化と効率化

新たな評価手法を用いた環境リスクの検証

生態系の保全の観点からの化学物質による動植物への影響の評価手法の確立とリスク管理の在り方の提示

#### ( 2 ) リスク管理 - 許容し得ない環境リスクの回避、環境リスクの最小化、望ましいレベルの維持

既存法制度に基づく取組の着実な実施と環境基準等の維持・達成に向けた取組の推進

不確実性、ライフサイクルアプローチ、代替物質の影響、多媒体影響、高感受性群・高暴露群への影響等に配慮した、多様な手法による環境リスクの管理・削減の推進

負の遺産の適正処理の推進

#### ( 3 ) リスクコミュニケーションの推進 - 安全と安心の確保

有害性及び暴露に関する情報の把握・管理及びこれらの情報のわかりやすい形での提供

リスクに関する相互理解の促進のための人材育成や学習の機会等の提供

関係各主体間での信頼関係の構築と合意形成のための取組の推進

#### ( 4 ) 国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応

リスク評価作業、評価手法の開発等に関する国際分担

我が国の経験と技術を踏まえた国際的な指導性の発揮

### 5 . 「戦略目標」の達成状況等を把握するための指標及び当該指標に係る数値目標 ( 論点例 )

環境基準等の達成率、化学物質の有害性・リスク評価の進捗、P R T R データを用いた指標等、検討チームにおいて議論